

最前線第70号「障害者自立支援法—財政コントロール機能を考える」

四月一日より障害者自立支援法が施行された。この法律の理念として、身体・知的・精神三障害の一元化、施策実施の市町村一元化、施設体系の再編、など従来の施策の制度疲労を再構築させることが前面に押し出されている。しかしその根底にあるものは、利用者負担増、報酬単価の引き下げ、国庫負担金の縮小に伴う地方交付税化、といった強力な財政抑制策にある。社会保障費という財政に占める割合の大きなセクターを、国家規模の「財政コントロール装置」として活用を図るための構造改革なのである。「措置費制度」という財政の公的責任が、「支援費制度」により個人に対する個別現金給付制度となり、それを梃子（てこ）に今回の「障害者自立支援法」が成立した。その間わずか数年。さらに4月1日実施を強行したのは、まさに「財政コントロール装置」の起動が喫緊の課題として位置づけられていることに他ならない。その装置の機能は大きく3点に分類される。①**サービスの自己抑制コントロール機能**。他制度との整合性（介護・医療制度等）、居宅と施設利用との公平性などの理由による応益負担（定率負担）の導入により、従来利用していたサービスの利用停止、サービス利用量の強力な自己抑制が働く。これは介護保険導入時に検証済み。②**障害程度区分認定コントロール機能**。障害程度認定の方法が、多くの問題を含みながら「福祉サービス適正化」のスタンダードになりつつある「要介護認定」のソフトを踏襲したことである。さらに問題なのが介護保険制度で制度化された「ケアマネージャー制度」が欠落していることから、まさに財政状態に合わせて「対象者数」「サービス利用形態」「サービス量」を行政の判断で恣意的に調整できる機能が付加されていることである。障害程度認定作業が市町村にゆだねられることから、市町村の財政状況、担当者の問題意識、さらに首長や議会の障害者問題に対する温度差などで、地域間格差がさらに拡大していくといった副作用も危惧される。③**事業報酬コントロール機能**。報酬の日割化の導入、数値化された共通評価基準の採用、財政削減効果の大きい事業への重点配分（地域移行・就労移行実績に対する加算措置）、事業認可基準の規制緩和と引き換えの成果主義導入（達成時の加算規定・未達成時の減算規定）など、福祉事業の市場化へのルールがひかれた。このことにより事業者間の競争が激化し、その結果財政負担の軽減が図られる事となる。次回の介護保険制度の見直し時までには、障害者施策をフィールドとした「財政コントロール」の実験が行われるのである。「障害者自立支援」という隠れ蓑の中身は、以上述べたように「財政構造改革」の一環としての「障害者自立支援法」であることを確認しておく必要がある。

文責：はやしもりお